

受益者負担金

1. 下水道受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境となりますが、こうした恩恵を受けられるのは、不特定多数の方々が利用できる道路や公園と違って、公共下水道が整備された区域の方々に限られています。

そこで、公共下水道が整備されることにより、直接利益をうける方に建設費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

この受益者負担金は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、条例を制定して実施しています。

2. 負担金の対象となる土地

公共下水道が整備された区域内の土地となります。

3. 負担金を納めていただく方(受益者)

土地の所有者又は権利の継承者、もしくは、家屋の所有者となります。

4. 負担金の額

土地の面積にその排水区域(下記を参照)の単位負担金額(1㎡あたりの負担金額)をかけた額が、受益者負担金額になります。

排水区域の名称	主な地域	単位負担金額 (1㎡あたり)
富士見市公共下水道	市街化区域 一部の市街化調整区域	430円
	市街化調整区域	510円
富士見市特定環境保全公共下水道	南畑区域	510円

◇計算例〈単位負担金額(1㎡あたり)510円の場合〉

南畑区域内に500㎡の土地をお持ちの場合、 $500\text{㎡} \times 510\text{円} = 255,000\text{円}$ となります。

5. 負担金の納付方法

負担金の納付は「分割納付」か「一括納付」を選択できます。

分割納付 3年に分割し、年4回の納期で12回に分けて納めていただきます。

一括納付 受益者負担金額の全額※を一時に納めていただきます。
※一括納付いただく場合、報奨金を差引いた額になります。

6. 一括納付と報奨金

初回の納付に一括で納付又は分割納付の途中で残金をまとめて前納する場合、納期前に納付した納期数、納付額に応じ、一括納付報奨金〔納付額の2%～12%（納期数による）〕が交付され納付額がお安くなります。

◇計算例（受益者負担金額が120,000円の場合）

$$\begin{array}{l} \text{(1期納付額)} \\ 120,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = 110,000 \text{ 円} \Rightarrow 110,000 \text{ 円} \times 12\% = 13,200 \text{ 円} \\ \text{(報奨金額)} \\ 120,000 \text{ 円} - 13,200 \text{ 円} = \underline{106,800 \text{ 円}} \text{ (一括納付額)} \end{array}$$

納期残数により変わります。

7. 負担金の徴収猶予対象

- 田畑その他これらに準じる土地
 - 受益者が災害や盗難等によって被害を受けたとき
- ※受益者負担金徴収猶予の申請が必要です。

8. 受益者の申告

受益者負担金を「賦課すると土地」が決まりますと、土地の所有者の方々に、あらかじめ同年4月1日現在の土地課税台帳に基づいて「受益者申告書」を送付しますので、記載事項に間違いがないか内容を確認のうえ、提出していただきます。



富士見市
マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市建設部下水道課庶務担当
電話：049-251-2711

事業認可区域に編入した市街化調整区域の受益者
負担金（単位負担金）について

受益者負担金対象区域

(事業認可区域に編入した市街化調整区域)

平成30年3月31日認可された下記の区域を受益者負担金対象区域とする。

新河岸第14処理分区	6.2 ha	図面1-①
	1.3 ha	図面1-②
小計	7.5 ha	
新河岸第16-1-1処理分区	11.9 ha	図面2-③
	0.1 ha	図面2-④
	0.55 ha	図面2-⑤
	0.2 ha	図面2-⑥
	0.85 ha	図面2-⑦
小計	13.6 ha	
合計	21.1 ha	

(受益者負担金単位負担金額)

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条、第4条に基づき、下記のとおり単位負担金額を算定する。

$$\begin{array}{ccc} \text{(事業費)} & \text{(負担率)} & \text{(区域面積)} \\ 3,685,278,000 \text{ 円} & \times \quad 1/4 & \div \quad 1,779,000 \text{ m}^2 = 517.89 \text{ 円/m}^2 \end{array}$$

よって、単位負担金額は、10円未満を切り捨てて510円/m²とする。

受益者負担金（単位負担金）積算資料

特定環境保全公共下水道（第四負担区）

<事業費について>

新河岸第14処理分区及び新河岸第16-1-1処理分区の拡張区域における単位負担金額の算出にあたり、拡張区域の事業費と第二負担区の実業費を合算した金額を総事業費とする。

$$\text{総事業費} = \text{①第二負担区の実業費 (156.8ha)} + \text{②拡張区域の実業費 (21.1ha)}$$

$$\text{第二負担区の実業費} = 4,269,598 \text{ 千円} \cdots \cdots \text{①}$$

$$\begin{aligned} \text{拡張区域の実業費} &= A(\text{管渠費} \cdot \text{道路復旧費}) + B(\text{委託費}) \\ &\quad + C(\text{補償費}) + D(\text{事務費}) \\ &\quad \quad \quad A \quad \quad \quad B \quad \quad \quad C \quad \quad \quad D=(A+B+C) \times 9.10\% \\ &= 666,150 \text{ 千円} + 63,097 \text{ 千円} + 2,013 \text{ 千円} + 66,544 \text{ 千円} \\ &= 797,804 \text{ 千円} \cdots \cdots \text{②} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総事業費} &= \text{①} + \text{②} = 4,269,598 \text{ 千円} + 797,804 \text{ 千円} \\ &= 5,067,402 \text{ 千円} \end{aligned}$$

したがって

$$\begin{aligned} \text{事業費} &= \text{(総事業費)} - \text{(国庫補助金)} \\ &= 5,067,402 \text{ 千円} - 1,382,124 \text{ 千円} \\ &= 3,685,278 \text{ 千円} \end{aligned}$$

<区域の面積について>

区域の面積についても総事業費と同じ取扱いとする。

したがって

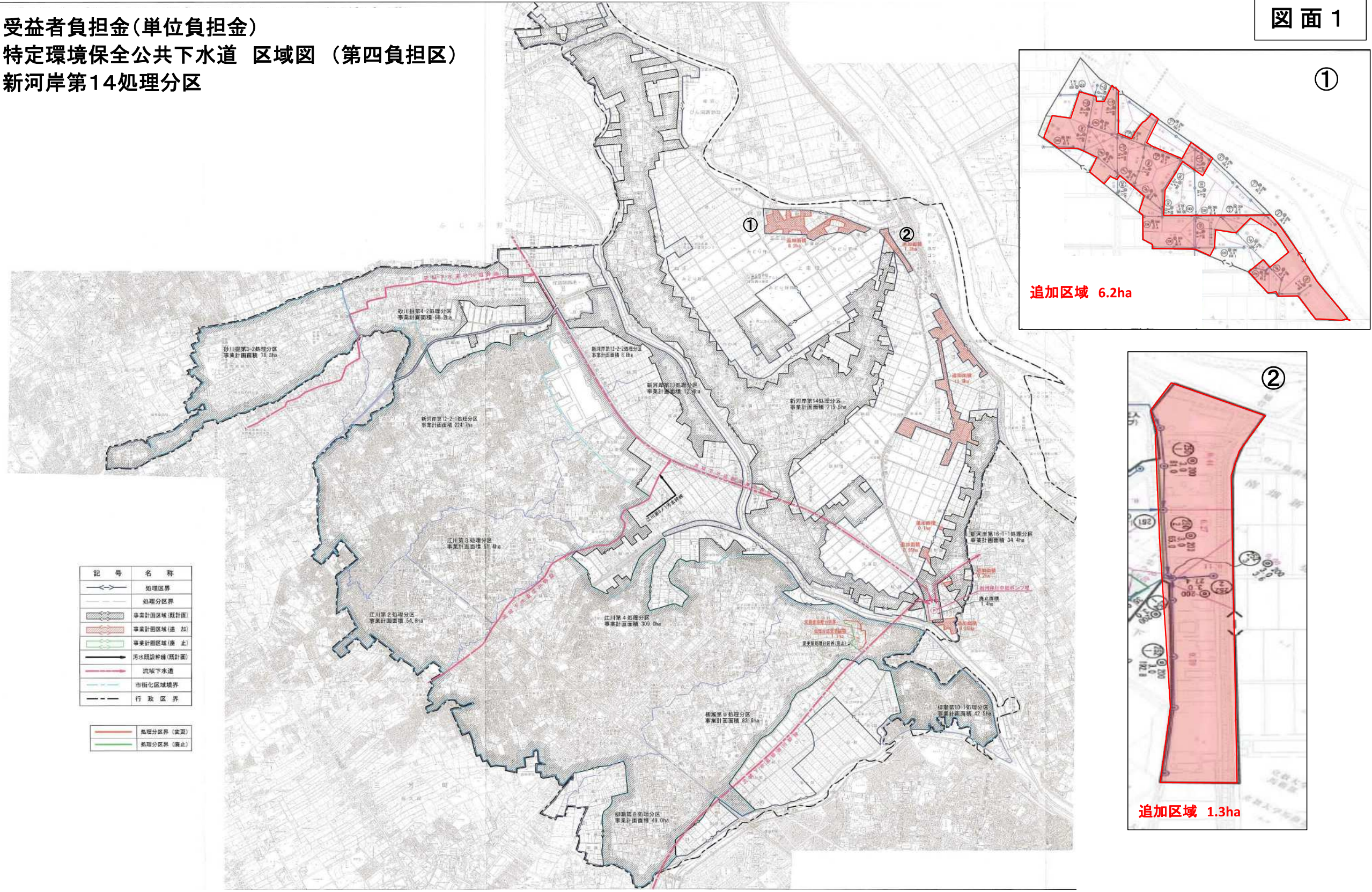
$$\begin{aligned} \text{区域の面積} &= \text{第二負担区的面積} + \text{拡張区域の面積} \\ &= 156.8 \text{ ha} + 21.1 \text{ ha} \\ &= 179.9 \text{ ha} \end{aligned}$$

<賦課方法について>

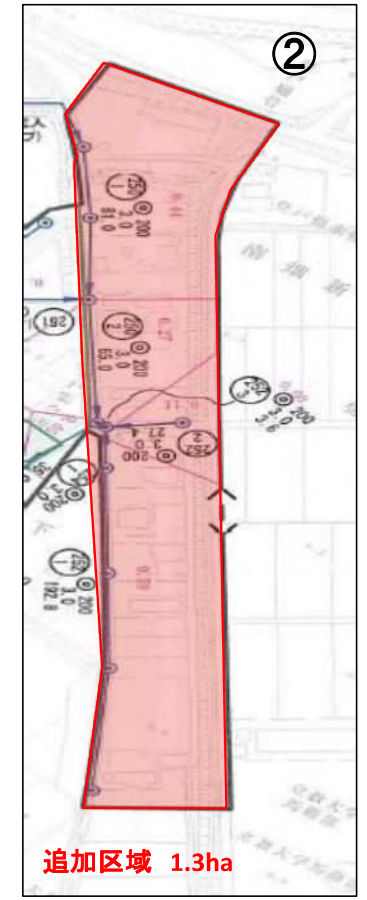
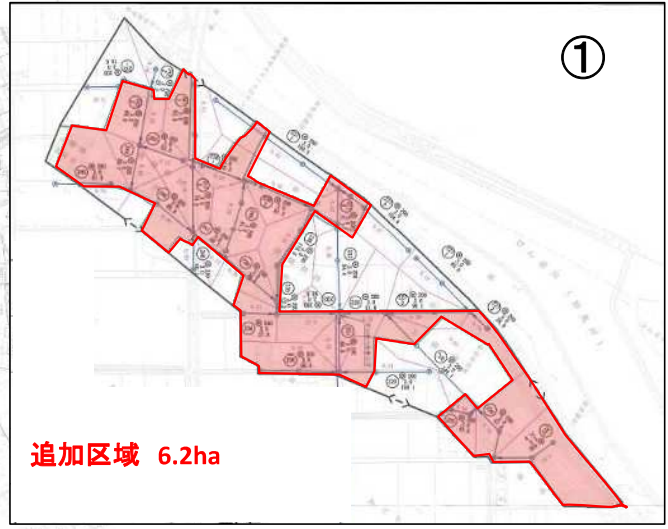
特環条例を適用し、従来通り「宅地及び宅地相当の用途に供している土地」を賦課する。

受益者負担金(单位負担金)
 特定環境保全公共下水道 区域図 (第四負担区)
 新河岸第14処理分区

図面 1

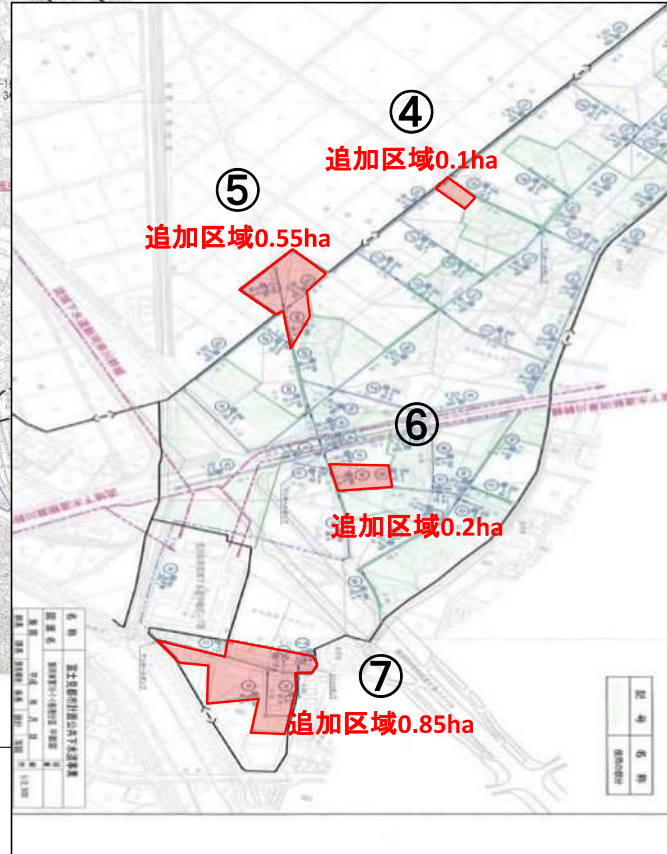
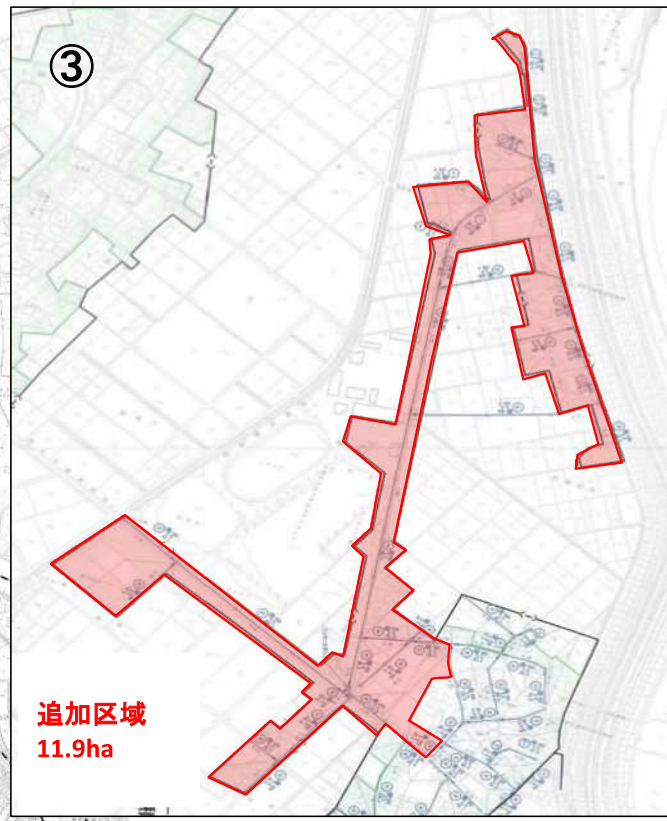
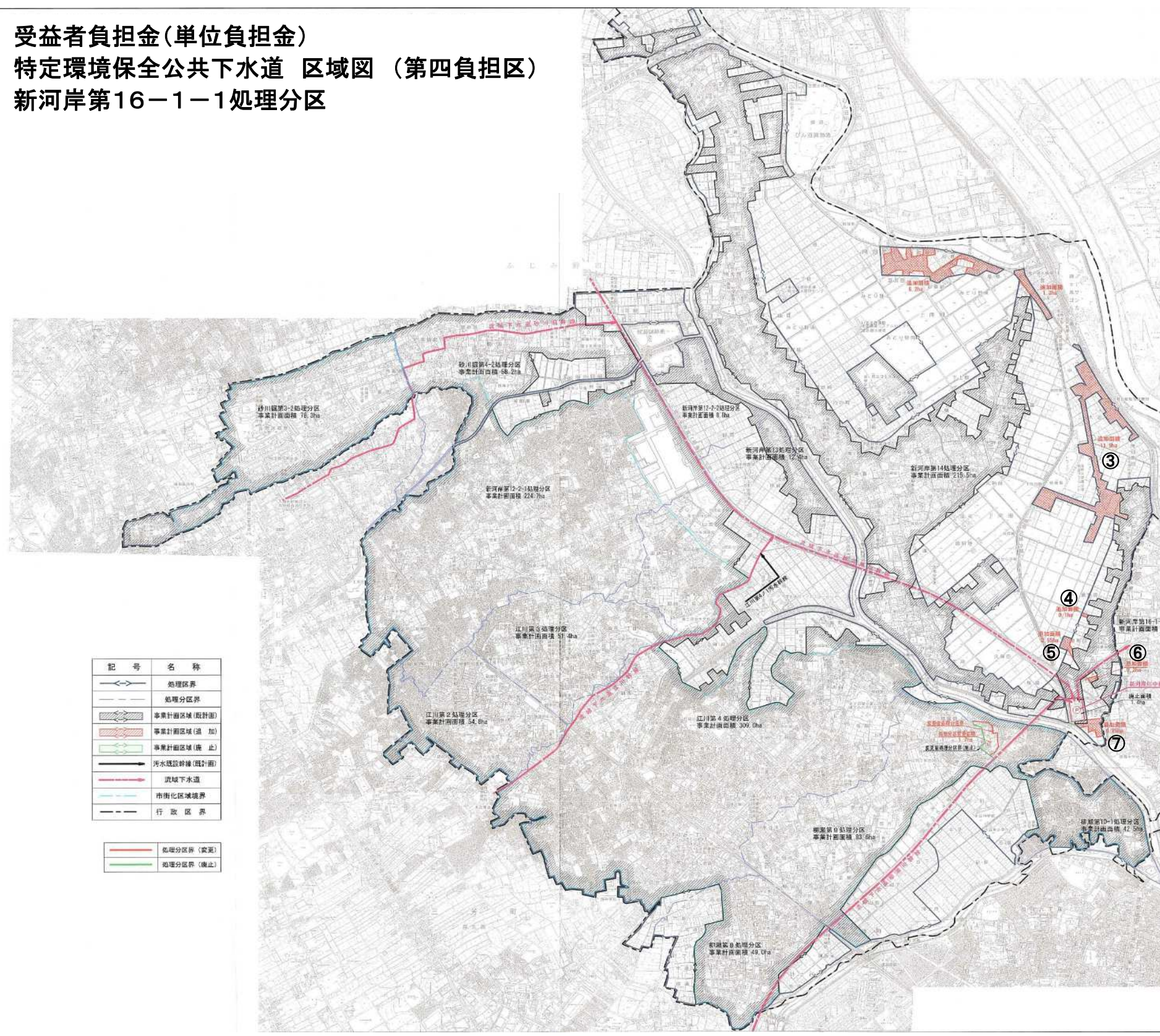


記号	名称
	処理区界
	処理分区界
	事業計画区域(既計画)
	事業計画区域(追加)
	事業計画区域(廃止)
	汚水施設幹線(既計画)
	流域下水道
	市街化区域境界
	行政区界
	処理分区界(変更)
	処理分区界(廃止)

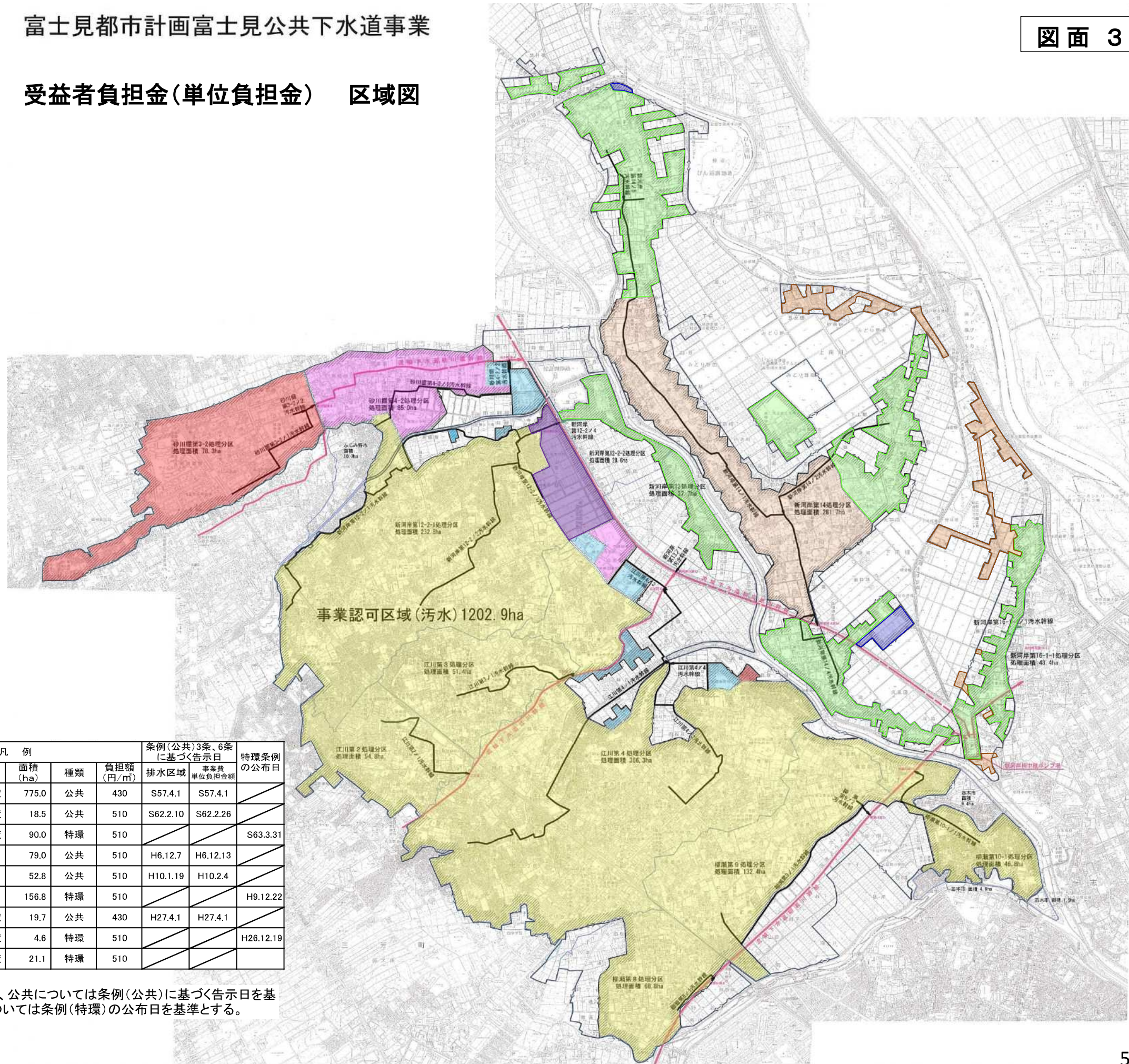


图面 2

受益者負担金(单位負担金)
 特定環境保全公共下水道 区域图 (第四負担区)
 新河岸第16-1-1处理分区



受益者負担金(単位負担金) 区域図



凡 例				条例(公共)3条、6条に基づく告示日		特環条例の公布日
区域	公告年度	面積 (ha)	種類	負担額 (円/m ²)	排水区域	
黄色	昭和57年度	775.0	公共	430	S57.4.1	S57.4.1
水色	昭和61年度	18.5	公共	510	S62.2.10	S62.2.26
茶色	昭和62年度	90.0	特環	510		S63.3.31
赤色	平成6年度	79.0	公共	510	H6.12.7	H6.12.13
ピンク	平成9年度	52.8	公共	510	H10.1.19	H10.2.4
緑色	平成9年度	156.8	特環	510		H9.12.22
紫色	平成27年度	19.7	公共	430	H27.4.1	H27.4.1
藍色	平成27年度	4.6	特環	510		H26.12.19
茶色	平成31年度	21.1	特環	510		

※公告年度とは、公共については条例(公共)に基づく告示日を基準とし、特環については条例(特環)の公布日を基準とする。

近隣市町受益者負担金単位負担金調書

	市街化区域			市街化調整区域		
富士見市	(S57年度) 430円	(H27年度) 430円		(S61年度) 510円 市街化に隣接する区域	(S62年度) 510円 特環第1負担区	(H6年度) 510円 茶立久保・ひばり台
				(H9年度) 510円 市街化に隣接する区域 及び特環第2負担区	(H27年度) 510円 特環第3負担区	
川越市	(S43年度) 51円 第1負担区	(S43年度) 78円 第2負担区	(S43年度) 62円 第3負担区	(H8年度) 690円 流域第4負担区		
	(S52年度) 176円 第4負担区	(S44年度) 139円 第5負担区	(S44年度) 150円 第6負担区			
	(S48年度) 183円 第7負担区	(S48年度) 219円 第8負担区	(S49年度) 151円 第9負担区			
	(S50年度) 95円 第10負担区	(S51年度) 153円 第11負担区				
	(S57年度) 360円 流域第1負担区	(S61年度) 395円 流域第2負担区	(H3年度) 425円 流域第3負担区			
所沢市	(S57年度) 328円 第1負担区	(S61年度) 476円 第2負担区	(H1年度) 488円 第3負担区	(H15年度) 1,000円 第5負担区	(H20年度) 1,000円 第6負担区	
	(H11年度) 700円 第4負担区			(H27年度) 1,030円 第7負担区		
狭山市	(S51年度) 310円	(S62年度) 390円	(H3年度) 460円	(H5年度) 990円	(H27年度) 1,000円	
入間市	(S57年度) 320円 第1負担区	(H3年度) 400円 第2負担区	(H9年度) 434円 第3負担区	(H25年度) 925円 第4負担区		

朝霞市	(S56年度) 141円 第1負担区 (S57年度) 146円 第2負担区 (S59年度) 174円 第3負担区 (S60年度) 175円 第4負担区 (S61年度) 174円 第5負担区 (S62年度) 188円 第6負担区 (S63年度) 188円 第7負担区 (H26年度) 310円 第8負担区	
新座市	(S57年度) 300円 第1負担区 (H28年度) 500円 第5負担区	(H6年度) 600円 第2負担区 (H10年度) 600円 第3負担区 (H12年度) 1,200円 第4負担区
志木市	(S57年度) 300円	
ふじみ野市	(S57年度) 270円 ※旧上福岡市分 (S58年度) 390円 ※旧大井町分	(H5年度) 600円 ※旧上福岡市分 (H14年度) 1,010円 ※旧大井町分
三芳町	(S57年度) 400円	(H2年度) 400円 (H4年度) 400円
川島町	(S58年度) 460円 第1負担区 (H1年度) 550円 第2負担区 (H7年度) 650円 第3負担区 (H9年度) 670円 第4負担区 (H11年度) 670円 第5負担区	

* () は徴収開始年度

改 正 後

別表（第3条関係）

負担区の名称	区 域	面 積	単位負担金額
第一負担区	大字東大久保字南畑界、同字一丁目の各一部 大字上南畑字中下内手、同字道場、同字鼠橋の全部 大字上南畑字上内手、同字本村内手、同字明石、同字稲荷前、同字瀬良崎、同字内ノ町、同字中下、同字市金、同字池ノ橋、同字田中、同字遠島、同字内川袋、同字曲目、同字戸中の各一部 大字下南畑字吉住、同字山場の全部 大字下南畑字馬場、同字蓮田、同字善幅、同字路通、同字深町、同字天神前、同字山形、同字竹ノ内、同字町田の各一部	90ヘクタール	1平方メートル当たり510円
第二負担区	大字勝瀬字反町の一部 大字東大久保字上手、同字金子街道、同字欠間、同字中道、同字下手、同字新掘、同字芝原、同字渋井橋の各一部 大字上南畑字前田の全部 大字上南畑字下田、同字申塚、同字蛇木、同字尺地、同字流、同字稲荷前、同字池田、同字耆貫田、同字曾根、同字二ノ坪、同字虫喰、同字堂ヶ谷戸、同字橋上川袋、同字橋下川袋の各一部 大字下南畑字八ツ島、同字八幡脇、同字二丁目、同字天神後、同字蓮田、同字天神前、同字下ノ谷、同字竹ノ内、同字島崎、同字木染、同字芝原、同字塚越、同字乗越、同字前新田、同字裏新田、同字谷中、同字馬場、同字久保田の各一部 大字水子字北袋の一部 大字南畑新田字登戸、同字尻永の各一部	156.8ヘクタール	1平方メートル当たり510円

第三負担区	大字東大久保字金子街道の一部 大字下南畑字島崎、同字葎会の各一部	4.6ヘクタール	1平方メートル 当たり510円
第四負担区	大字水子字北袋の一部 大字東大久保字砂原の一部 大字上南畑字五反田、同字砂原前、同字堤根、同字鞍掛、同字上沼の各一部 大字下南畑字沼口、同字新道、同字柳堤、同字谷中、同字前新田、同字乗越、同字葎原の各一部 大字南畑新田字砂原、同字登戸、同字中丸、同字大沼、同字尻永の各一部	21.1ヘクタール	1平方メートル 当たり510円

【 受益者負担金単位負担金の決定に関する今後の事務の流れ】

① 下水審への諮問及び下水審からの答申（1月）



② 条例改正案の議会提案（3月定例議会）

※別表への負担区追加のみ。条文改正は無し



③ 改正条例施行（平成31年4月1日施行）



④ 賦課対象地の公告（平成31年4月1日公告）



⑤ 負担金の賦課（平成31年4月申告書発送、6月賦課）

特定環境保全公共下水道（新河岸第14処理分区）土地利用状況

地目	宅地等・㎡	割合%	減免(100/100)・㎡	割合%	減免(75/100)・㎡	割合%	未賦課・㎡	割合%	合計	割合%
田							10,202.00	13.59%	10,202.00	13.59%
畑							5,020.00	6.68%	5,020.00	6.68%
宅地	23,750.14	31.67%	205.18	0.27%					23,955.32	31.94%
雑地							894.00	1.19%	894.00	1.19%
山林							1,258.16	1.68%	1,258.16	1.68%
道・水			33,641.52	44.86%					33,641.52	44.86%
寺・社			29.00	0.04%					29.00	0.04%
学校										
公共										
その他										
計	23,750.14	31.67%	33,875.70	45.17%			17,374.16	23.17%	75,000.00	100.00%

合計

認可区域面積 7.5ha (75,000.00㎡)

特定環境保全公共下水道(新河岸第16-1-1処理分区) 土地利用状況

地目	宅地等・㎡	割合%	減免(100/100)・㎡	割合%	減免(75/100)・㎡	割合%	未賦課・㎡	割合%	合計	割合%
田							41,202.00	30.30%	41,202.00	30.30%
畑							5,633.00	4.14%	5,633.00	4.14%
宅地	40,931.51	30.10%	396.00	0.29%					41,327.51	30.39%
雑地							13,413.84	9.86%	13,413.84	9.86%
山林							225.00	0.17%	225.00	0.17%
道・水			28,923.65	21.27%					28,923.65	21.27%
寺・社			75.00	0.06%					75.00	0.06%
学校					5,200.00	3.82%			5,200.00	3.82%
公共									0.00	0.00%
その他										
計	40,931.51	30.10%	29,394.65	21.61%	5,200.00	3.82%	60,473.84	44.47%	136,000.00	100.00%

認可区域面積 13.6ha (136,000.00㎡)

○富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

昭和51年3月22日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第31号

平成25年9月30日条例第40号

(総則)

第1条 富士見市長（以下「市長」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(排水区域の公告)

第3条 市長は、この条例の施行後遅滞なく、排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(負担金の総額)

第4条 負担金の総額は、事業に要する費用（以下「事業費」という。）の額に4分の1を乗じて得た額とする。

(各受益者の負担金の額)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、前条の規定により定めた負担金の総額を第

3条の規定により公告された排水区域の地積で除して得た額(以下「単位負担金額」という。)に当該受益者が第7条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの面積を乗じて得た額とする。

(事業費の予定額等の決定等)

第6条 市長は、第3条の公告後遅滞なく、事業費の予定額及び単位負担金額の予定額を定め、これらを公告しなければならない。

(賦課対象区域の決定等)

第7条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと

認められるとき。

(平25条例31・一部改正)

(負担金の減免)

第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(平25条例31・一部改正)

(事業費等の確定等)

第11条 市長は、事業が終了したときは、遅滞なく、事業費の額及び単位負担金額を確定し、これらを公告しなければならない。

(負担金の精算)

第12条 市長は、前条の規定により公告された単位負担金額を基礎として負担金の額を確定し、その確定した額と第8条第1項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、その差額に相当する金額が受益者から追徴し、又は受益者に還付しなければならない。

2 前条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確定額が第6条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の予定額を超える場合において、その差額が少ないと市長が認めるときは、前項の規定による精算をしないことができる。

3 市長は、前項の規定により精算をしないときは、前条の規定による公告の日後遅

滞なく、その旨を公告しなければならない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第13条 第7条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第14条 市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

(延滞金)

第15条 市長は、第8条第3項の納付期日（第9条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この条において同じ。）までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、督促状に指定する納期限までに滞納金を完納した場合は、徴収しないものとする。

(平25条例40・一部改正)

(市長への委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第7条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(平25条例40・全改)

附 則（平成25年6月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第40号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第15条及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例

昭和63年3月31日

条例第5号

改正 平成9年12月22日条例第22号

平成25年6月27日条例第31号

平成25年9月30日条例第40号

平成26年12月19日条例第28号

注 平成25年6月から改正経過を注記した。

(総則)

第1条 富士見市長（以下「市長」という。）は、この条例の定めるところにより、特定環境保全公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される特定環境保全公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区及び単位負担金額)

第3条 市長は、排水区域を土地その他状況に応じて2以上の負担区に区分することができる。

2 前項による負担区の名称、区域、面積及び単位負担金額は、別表の定めるところによる。

(各受益者の負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、前条第2項で定める単位負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告されたものの面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象地の決定等)

第5条 市長は、第3条第2項で定める負担区のうち、事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする土地（以下「賦課対象地」という。）を定め、これを公告しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象地に係る受益者ごとに、第3条第2項で定める単位負担金額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(平25条例31・一部改正)

(負担金の減免)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金は徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

(平25条例31・一部改正)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者になった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額で、受益者から徴収すべき金額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(平25条例31・一部改正)

(延滞金)

第10条 市長は、第6条第3項の納付期日（第7条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この条において同じ。）までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、督促状に指定する納期限までに滞納金を完納した場合は、徴収しないものとする。

(平 2 5 条例 4 0 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る土地を第 5 条の規定による賦課対象地とみなして、この条例の規定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第 1 0 条に規定する延滞金の年 1 4 . 5 パーセントの割合及び年 7 . 2 5 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7 . 2 5 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4 . 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 2 5 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 2 5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7 . 2 5 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 2 5 パーセントの割合）とする。

(平 2 5 条例 4 0 ・ 追加、平 2 6 条例 2 8 ・ 一部改正)

附 則（平成 9 年 1 2 月 2 2 日条例第 2 2 号）

この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 6 月 2 7 日条例第 3 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 9 月 3 0 日条例第 4 0 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

(富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月19日条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平26条例28・一部改正)

負担区の名称	区域	面積	単位負担金額
第一負担区	大字東大久保字南畑界、同字一丁目の各一部 大字上南畑字中下内手、同字道場、同字鼠橋の全部 大字上南畑字上内手、同字本村内手、同字明石、同字稻荷前、同字瀬良崎、同字内ノ町、同字中下、同字市金、同字池ノ橋、同字田中、同字遠島、同字内川袋、同字曲目、同字戸中の各一部 大字下南畑字吉住、同字山場の全部 大字下南畑字馬場、同字蓮田、同字善幅、同字路通、同字深町、同字天神前、同字山形、同字竹ノ内、同字町田の各一部	90ヘクタール	1平方メートル当たり510円
第二負担区	大字勝瀬字反町の一部 大字東大久保字上手、同字金子街道、同字欠間、同字中道、同字下手、同字新掘、同字芝原、同字渋井橋の各一部 大字上南畑字前田の全部	156.8ヘクタール	1平方メートル当たり510円

	<p>大字上南畑字下田、同字申塚、同字蛇木、同字尺地、同字流、同字稻荷前、同字池田、同字壺貫田、同字曾根、同字二ノ坪、同字虫喰、同字堂ヶ谷戸、同字橋上川袋、同字橋下川袋の各一部</p> <p>大字下南畑字八ツ島、同字八幡脇、同字二丁目、同字天神後、同字蓮田、同字天神前、同字下ノ谷、同字竹ノ内、同字島崎、同字木染、同字芝原、同字塚越、同字乗越、同字前新田、同字裏新田、同字谷中、同字馬場、同字久保田の各一部</p> <p>大字水子字北袋の一部</p> <p>大字南畑新田字登戸、同字尻永の各一部</p>		
第三負担区	<p>大字東大久保字金子街道の一部</p> <p>大字下南畑字島崎、同字葎会の各一部</p>	4.6ヘクタール	1平方メートル当たり510円